平成 27 年度版

国民年金保険料の納め忘れがある方へ

10 年に延長されている後納（こうのう）制度が平成２７年９月末で終了します！

年金額アップ・年金の受給資格を得られます

過去 10 年以内に国民年金保険料の納め忘れがある方は、申し込みにより、**平成 24 年 10 月から平成 27 年 9 月までの 3 年間に限り、**国民年金保険料を納めることができます。

※年金制度が改正され、国民年金保険料を納めることができる期間が**過去 2 年から 10 年に延長**されました。
これを「**後納制度**」といいます。（過去 2 年以内の未納分は、これまで通り後納制度を利用しなくても納付可能です）

※10 年に延長とは、納めようとする月前 10 年以内の期間です。
（例）平成 17 年 4 月分の場合　→　平成 27 年 4 月末まで納付可能となります。

▶ この機会にぜひ**後納制度**をご利用ください。

後納制度で 2 年以上前の保険料を納付するメリット

年金の受給資格が得られる可能性があります。

不足している期間の保険料を納めることにより、**年金の受給資格を得られる可能性**があります。

将来受け取る年金額が増額します。

<1 カ月分の後納保険料を納めることにより、増額する老齢基礎年金額の目安>

$$\frac{780{,}100\text{ 円（平成 27 年 4 月時点の満額の年金額）}}{480\text{ カ月（40 年×12 カ月）}} \fallingdotseq \textbf{年額で 1,625 円 増額}$$

ご利用いただける方

① **20 歳以上 60 歳未満の方**で、10 年以内に納め忘れの期間（納付・免除以外）や未加入期間がある方

② **60 歳以上 65 歳未満の方**で、①の期間のほか任意加入中に納め忘れの期間がある方

③ **65 歳以上の方**で、年金受給資格がなく任意加入中の方など

※60 歳以上で、老齢基礎年金を受け取っている方は申し込みできません。

申し込みから納めていただくまでの手順

1 国民年金後納保険料申込書に必要事項をご記入のうえ、年金事務所に提出します。

- 年金加入期間の確認のため戸籍謄本等が必要な場合があります。
- 申込書は年金事務所からお取り寄せいただくか、日本年金機構ホームページから印刷できます。

2 年金事務所において申込書の審査、承認などを行います。

- 承認後に承認通知書、納付書、リーフレットを送付します。

3 納付書により金融機関、コンビニ等で納めてください。

- 市区町村役場、年金事務所では納めることができません。

日本年金機構
Japan Pension Service

☞ 裏面もご覧ください。

1504　1016　092

⚠ お申込みいただく際の注意事項

納付の際に加算額がつきます

●過去３年度以前（平成 24 年度以前）の後納保険料には、当時の保険料額に加算額がつきます。

詳細は下記「平成 27 年度中の後納保険料額と納付期限」でご確認ください。

納める順番があります

●後納をご利用いただく際は、後納が可能な期間のうち、最も古い分から納めていただきます。

・平成 17 年度 先
・平成 18 年度 ⇩
・平成 19 年度 後

申し込み後に審査を行います

●後納保険料の納付が可能な期間についての審査を行い、その結果をお知らせします。

●審査にはお時間がかかることがありますので、期限に余裕をもってお早めに申し込みください。

利用期間は平成 27 年９月まで

●後納制度をご利用いただける期間は平成 24 年 10 月から平成 27 年９月までです。

●保険料は１カ月分から納付できます。

一部免除の未納期間も納付できます

●一部免除された期間のうち、未納となっている期間も後納の対象となります。

この場合の後納保険料は、一般の未納期間と同じ１カ月分の保険料が必要です。

免除期間がある方は…

●全額免除や一部免除（一部納付済）、若年者納付猶予および学生納付特例の承認を受けた期間は後納制度をご利用いただけません。

上記期間の納付を希望する場合は、10 年までさかのぼって納付できる追納制度をご利用ください。

平成 27 年度中の後納保険料額と納付期限

	①後納保険料額	②当時の保険料額	③加算額	納付期限
平成 17 年度	14,880 円	13,580 円	1,300 円	**９月分までは月ごとに期限が到来します。**
平成 18 年度	14,930 円	13,860 円	1,070 円	**平成 27 年 ９月 30 日**
平成 19 年度	14,960 円	14,100 円	860 円	
平成 20 年度	15,090 円	14,410 円	680 円	
平成 21 年度	15,160 円	14,660 円	500 円	
平成 22 年度	15,430 円	15,100 円	330 円	
平成 23 年度	15,220 円	15,020 円	200 円	
平成 24 年度	15,070 円	14,980 円	90 円	
平成 25 年度	15,040 円	15,040 円	加算なし	

※後納保険料額は、「当時の保険料額＋加算額」です。（ ① ＝ ② ＋ ③ ）
※後納保険料額は政令で定められ、毎年度改定されています。
※後納保険料を納付した場合、納付した日が「納付対象月の保険料納付日」とみなされます。

抜粋

【納付期限】
平成 17 年４月分 →平成 27 年４月 30 日
平成 17 年５月分 →平成 27 年５月 31 日
平成 17 年６月分 →平成 27 年６月 30 日
平成 17 年７月分 →平成 27 年７月 31 日
平成 17 年８月分 →平成 27 年８月 31 日
平成 17 年９月分 →平成 27 年９月 30 日
平成 17 年 10 月分→平成 27 年９月 30 日
〜
平成 18 年３月分 →平成 27 年９月 30 日

２年以内の国民年金保険料について

●国民年金保険料は、翌月末日が納付期限です。納付期限までに納めていない場合、不測の事態が発生した際に障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取ることができない場合があります。過去２年以内に納め忘れがある方は、２年以内の保険料も納めていただきますようお願いします。

●２年以内の保険料が未納となっている方に対する納付督励（電話・文書・戸別訪問）および保険料の収納業務は、民間委託を実施しています。

年金の受給資格期間の短縮について

●老後の年金を受け取るために必要な期間（受給資格期間）は、消費税率 10%への引上げ時（平成 29 年４月）に 25 年から 10 年に短縮される予定です。

お問い合わせは『国民年金保険料専用ダイヤル』へ

ナビダイヤル

0570－011－050

050 から始まる電話でおかけになる場合は　03-6731-2015
お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

＜受付時間＞

月～金曜日　午前８：30～午後５：15　※ただし、月曜日（月曜日が休日の場合は火曜日）は午後７：00 まで延長
第２土曜日　午前９：30～午後４：00
（祝日、12 月 29 日～1 月３日はご利用いただけません）

＊ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。
ただし、一般の固定電話以外（携帯電話等）からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

＊「03-6731-2015」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。